

要約筆記奉仕員養成講座 実施要領

: 目的

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」において、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行うことが必須事業とされました。

市町村と都道府県の役割分担として、市町村は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣（点訳、代筆、代読、音声訳等を含む）、都道府県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行うこととされています。

令和2年度より奄美市において、要約筆記者等の派遣が開始となりましたが、現状、要約筆記者等として派遣できる人員の確保が不十分な状況にあります。

今回、要約筆記奉仕員養成講座を実施し、派遣人員を確保することにより、要約筆記者等派遣の適切な運営に寄与することを目的として本講座を実施いたします。

: 主 催 社会福祉法人 奄美市社会福祉協議会

: 後 援 あまみ難聴者中途失聴者協会

: 講座の期間（計13回）

9月26日（土）27日（日） 10月24日（土）25日（土） 11月28日（土）29日（日）
12月19日（土）20日（日） 1月23日（土）24日（日） 2月27日（土）28日（日）
3月27日（土）

いずれも土曜日は午後1時から午後5時 日曜日は午前8時30分から午後12時30分

: 会 場 奄美市社会福祉協議会 4階 会議室

: 申込方法 電話・FAX・メール・社協窓口受付

: 受講料 10,670円（テキスト代込み）

: 受付期間 令和2年8月4日（火）から9月4日（金）

: 定 員 20名（定員になり次第締め切ります。）

: 講座の内容 別紙参照

: 個人情報保護

「受講申込書」より得た個人情報は、奄美市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に取り扱うとともに、要約筆記奉仕員養成講座実施に関する目的以外には使用致しません。

: 問合せ先

〒894-0036 奄美市名瀬長浜町5-6 奄美市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL52-7601 / FAX56-8108 担当：山田 隆之